



## 公文書非公開決定処分取消請求事件への対応について

令和6年12月18日付けで横浜地方裁判所に提訴された標記事件について、令和7年12月3日に公文書非公開決定処分を取り消す旨の判決の言い渡しがありました。

本市では、判決の内容を精査した結果、「控訴しない」こととしました。

今後、判決の主旨を踏まえ、相模原市情報公開条例に基づき適切かつ真摯に対応します。

### 【事件の概要・経過】

令和6年11月20日付けで行われた「SC相模原、三菱重工相模原ダイナボアーズ、ノジマステラ神奈川相模原及びノジマ相模原ライズその他団体から共同で提出された『相模原駅北口地区土地利用計画』に関する提案書」について開示を求める公文書公開請求に対し、「相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集実施要領」で提案者を明らかにしないこととしていたため、当該提案書の存否を明らかにせずに当該提案書を非公開とする旨の決定をしました。

この決定を不服として、令和6年12月18日付けで横浜地方裁判所に訴状が提出され、令和7年12月3日に「処分取消し」の判決が言い渡されました。

判決では、提案者は、本件請求の時点で既に提案書を提出した事実を自らの公式ホームページで公表していることから、提出した事実が公にされないという条件を自ら放棄していることなどを理由として、処分が取消しとなりました。

なお、判決書を本市が受領したのは、令和7年12月8日であり、控訴期限が同月22日であることから、同日の経過をもって判決が確定することとなります。

問い合わせ先

相模原駅周辺まちづくり課

電話：042-707-7026